



24 文科ス第373号
平成24年10月15日

各都道府県教育委員会教育長

殿

関係各団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保 公人



(印影印刷)

叙勲及び褒章の推薦手続について（依頼）

スポーツ・青少年局関係の叙勲及び褒章の推薦手続については、平成25年秋以降、下記により取り扱うこととしたので遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、平成23年8月9日付け23文科ス第319号スポーツ・青少年局長依頼は廃止します。

記

1 選考の対象

(1) 叙勲対象者

ア スポーツ、学校保健、学校安全、学校給食及び青少年教育の分野において国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与したと認められる者で、関係団体役員歴がおおむね20年以上の者。

イ 国際的なスポーツの競技大会において、特に優れた成績を収め、かつ、その後、スポーツの普及、振興に貢献したと認められる者。

ウ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師にあつては、業務歴が40年以上の者。

エ ア、イ及びウともに年齢70歳以上の者。

なお、次の各号に掲げる者は対象としない。

(ア) 国民感情にそぐわない者。

(イ) 戦前のみの功績の者。

(ウ) 前叙から7年を経過しない者。

(エ) 褒章（紅綬褒章、紺綬褒章、災害救助活動による緑綬褒章及びオリンピック等における紫綬褒章を除く。）受章者であつて、受章後5年を経過しない者。

(2) 褒章対象者

ア 紫綬褒章

全国を統括するスポーツ団体において、技能に優れた第一人者として、斯界の発展に尽力し、功績特に顕著な者。

イ 藍綬褒章

スポーツ、学校保健、学校安全、学校給食及び青少年教育に関する民間団体の長（これに相当する役職を含む。）として、おおむね20年以上在職し、その功績特に顕著な者。

ウ 黄綬褒章

スポーツ、学校保健、学校安全、学校給食及び青少年教育に関する民間団体の職員として、業務に精励し、他の模範となる技術や事績を有する者。

エ 緑綬褒章

スポーツ、学校保健、学校安全、学校給食及び青少年教育の分野において、自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という。）におおむね20年以上従事している者、又は10年以上従事し、活動内容が特に優れている者。かつ、ボランティア活動により文部科学大臣又は都道府県知事の表彰を受けている者。
オ 上記（1）エの（ア）又は（イ）に該当する者は対象としない。

2 提出先

(1) 各都道府県教育委員会からの推薦

学校体育関係	→ 参事官(体育・青少年スポーツ担当)
スポーツ関係	→ スポーツ振興課
学校保健、学校安全及び学校給食関係	→ 学校健康教育課
青少年教育関係	→ 青少年課

(2) 各関係団体（全国団体）からの推薦

スポーツ・青少年局各担当課宛

3 提出期限

(1) 叙勲関係

春の叙勲（4月29日発令）……………前 年の8月下旬まで
秋の叙勲（11月3日発令）……………当該年の2月下旬まで

(2) 褒章関係

春の褒章（4月29日発令）……………前 年の8月下旬まで
秋の褒章（11月3日発令）……………当該年の2月下旬まで

4 その他

- (1) 書類作成に当たっての留意事項及び各種様式については、別に定める勲章（褒章）審査票等作成要領により行うこと。
- (2) 書類提出後、候補者の死亡等が生じた場合は、速やかにスポーツ・青少年局各担当課へ連絡すること。
- (3) 候補者の推薦は、叙勲又は褒章の時期ごとに行うため、既に推薦された者で叙勲又は褒章漏れとなっている者を再度（次期以降）候補者とする場合は、改めて必要書類を提出すること。
- (4) 叙勲候補者の推薦は、主たる功労に関係する省庁等から行うこととなっているため、複数の経歴を有している場合については、必ず関係部局等と調整を行った上で書類を提出すること。
- (5) 団体として初めて推薦を行うなど、事前調整が必要な場合においては、上記3の提出期限の1か月前までに、スポーツ・青少年局各担当課に相談の上、必要書類を提出すること。